

## 会計年度任用職員に関するその他の勤務条件及び留意事項

### 1 服務に関する規定の適用について

地方公務員法上の服務に関する下記の規定が適用されます。

- (1) 服務の根本基準（地方公務員法第30条）
- (2) 服務の宣誓（地方公務員法第31条）  
※任用期間ごとに実施します。
- (3) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- (4) 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- (5) 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- (6) 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- (7) 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- (8) 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）

※営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）が除外されているため、民間企業等とのダブルワークは可能ですが、信用失墜行為の禁止や職務に専念する義務は生じているなどの理由から、必要に応じて業種・業務内容等の確認を行います。

### 2 条件付採用について

任用期間ごとに採用日から1か月間は、条件付採用となります（地方公務員法第22条の2第7項）。

また、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで（最長任期の末日まで）延長されます。

条件付採用期間中の職員は、地方公務員法第29条の2の規定により、分限・懲戒処分の手続き等に関する規定の適用が除外されます。

### 3 公募によらない再度の任用について

同一の職務内容の職が翌年度も設置される場合、下記に掲げるすべての要件を満たす方は、公募によらない再度の任用を可としています。

※任用期間については、手続きなく「更新」されたり、長期にわたって継続して勤務が約束されるものではありません。年度ごとに新たな職として設定していきます

#### 【要件】

- (1) 面接及び当該職における勤務実績等の結果が良好であること。
- (2) 勤務を希望する年度の前年度において職員の分限処分に関する条例に規定する分限処分を受けていないこと。
- (3) 勤務を希望する年度の前年度において職員の懲戒処分に関する条例に規定する懲戒処分を受けていないこと。